

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する

県税における猶予制度

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、管轄の県税事務所にご相談ください。（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6、県税条例第11条）

○ 要件

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
 - ⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要となる場合もあります。）
- ※ 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

県税事務所において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予の効果

- 原則、1年間猶予が認められます。
 - ※ 状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。
- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当し、県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、徴収を猶予する制度がありますので、管轄の県税事務所にご相談ください。(徴収の猶予:地方税法第15条)。

○ 個別の事情

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

県税事務所において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予の効果

- 原則、納期限から1年間、徴収の猶予が認められます。
※ 状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

県税事務所の所在地及び連絡先

名称	所在地	電話番号 (徴収担当)	管轄区域等
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	052-953-7803	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	052-531-6303	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3213	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	052-682-8922	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知県
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3192	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3168	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
海部徴収課	〒496-0047 津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)	0567-24-2174	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の徴収事務
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	0569-89-8173	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	0564-27-2710 0564-27-2711	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
安城徴収課	〒446-8508 安城市横山町下毛賀知 93 (安城県税センター)	0566-76-2101	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の徴収事務
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7481	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎))	0532-35-6122 0532-35-6123 0532-35-6124 0532-35-6125	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
新城駐在室	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (新城設楽総合庁舎内)	0536-23-2393	新城市、北設楽郡の徴収事務